

災害時等における福祉避難所の設置運営等に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と「医療法人社団葵会」（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士見市において、災害時等に高齢者や障がい者等通常の避難所生活に支障がある要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合における社会福祉施設での受入れに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
富士見市勝瀬937-3	介護老人保健施設 葵の園・富士見

（利用対象者）

第3条 災害時等において、乙が管理する施設を利用できる対象者は、要配慮者及びその支援者（家族を含む。）とする。

（協力要請等）

第4条 甲は、災害時等において、福祉避難所の開設が必要であると判断した時は、乙に対して開設を要請する。

2 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、要配慮者の受入れの可否を速やかに判断し甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

（開設の期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害が発生した日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（要配慮者の移送）

第6条 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として要配慮者の家族またはその支援者が行うものとする。

2 前項の規定による移送により難しい場合においては、甲乙協議のうえ、要配慮者の移送を行うものとする。

（管理運営）

第7条 災害時等の福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の運営等に必要日常生活用品及び食料等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

3 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

4 乙は、甲が福祉避難所を適切に運営できるよう人材の確保に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、施設を要配慮者のために利用した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が要配慮者に供給した食糧及び生活必需品等の費用
- (2) 要配慮者の介護等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (3) その他、福祉避難所の管理運営に要した費用

2 前項に掲げるもののほか、要配慮者の支援者（家族を含む。）のために要した費用については、甲が負担するものとする。

(福祉避難所の終了)

第9条 甲は、乙が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に対し文書にて終了の通知を行うものとする。

(連絡調整)

第10条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、受入可能人数等について平時より連絡調整を行うものとする。

- 2 乙は、この協定に関する連絡責任者を選任するものとする。
- 3 乙は、甲が主催または指定する防災訓練に参加するなど、平時から連携を図るよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の解除後においても、同様とする。

- 2 甲及び乙は、乙の従事者、要配慮者及びその支援者（家族を含む。）に前項の趣旨を周知するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関して疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年11月12日

(甲) 富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野 光弘 (直筆)

(乙) 富士見市勝瀬937-3
医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・富士見
施設長 赤塚 俊隆 (直筆)